

令和2年第4回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2020年（令和2年）12月17日

福山地区消防組合議会

令和2年第4回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2020年（令和2年）12月17日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議席の指定	6
管理者挨拶	6
議第12号 令和元年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	7
議第13号 令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算	17
議第14号 福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	19
閉会	21

令和2年第4回福山地区消防組合議会定例会会議録

2020年（令和2年）12月17日（木曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

- 2020年（令和2年）12月17日 午前10時開議
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議席の指定
- 第4 議第12号 令和元年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議第13号 令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算
- 第6 議第14号 福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

1番 皿谷久美子	2番 小林聡勇
3番 宮本宏樹	4番 八杉光乗
5番 石口智志	6番 能宗正洋
7番 加納孝彦	8番 土井基司
9番 三藤毅	10番 連石武則
11番 小川清治	12番 岡崎正淳
13番 今岡芳徳	14番 西本章

15番 五阿彌 寛之

17番 高木 武志

19番 稲葉 誠一郎

16番 熊谷 寿人

18番 法木 昭一

20番 小川 眞和

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 枝廣 直幹

副 管 理 者 小野 申人

監 査 委 員 林 浩二

会 計 管 理 者 池田 浩己

総 務 部 長 西頭 智彦

総務部総務課長 徳光 宏明

総務部予防課長 三好 浩正

警 防 部
救 急 救 助 課 長 能島 正和

南 消 防 署 長 佐藤 充

東 消 防 署 長 濱田 信孝

水 上 消 防 署 長 青木 浩司

深 安 消 防 署 長 高橋 光男

副 管 理 者 中島 智治

副 管 理 者 入江 嘉則

監 査 委 員 橋本 龍之

消 防 局 長 藤井 徹太

警 防 部 長 濱田 善章

総務部総務課
企画管理担当課長 下宮 正靖

警防部警防課長 曾根 康太

警防部指令課長 杉原 誉輝

北 消 防 署 長 穂垣 光浩

西 消 防 署 長 川崎 義純

芦 品 消 防 署 長 連下 哲寛

府 中 消 防 署 長 吹抜 芳昌

事務局出席職員

事 務 局 長 恵木 朱美

事 務 局 員 吉岡 佑之

書 記 坂田 孝治

事 務 局 員 表 宏哉

書 記 藤井 佑典

午前10時00分開会

議長（小川眞和） おはようございます。

ただいまから令和2年第4回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（小川眞和） これより本日の会議を開きます。

議長（小川眞和） ただいまの出席議員20人であります。

議長（小川眞和） 日程に入るに先立ち、御報告いたします。

神石高原町議会選出の小川清治議員は、12月4日をもって議員の任期を満了されました。これに伴い、組合議会の議員に神石高原町議会議長から12月8日付で小川清治議員を選出した旨の通知がありました。

御当選になりました小川清治議員を御紹介します。

小川議員、自己紹介をお願いします。

11番（小川清治） ただいま御紹介いただきました神石高原町議会の小川清治です。安全で安心なまちづくりに向けまして精進してまいります。今後ともよろしく願いいたします。

議長（小川眞和） 以上で御紹介を終わります。

このたび御当選になりました小川清治議員は、議席の指定をいたしますので、ただいまの席に御着席をお願いいたします。

諸般の報告

議長（小川眞和） 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から2020年、令和2年5月分から9月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（小川眞和） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（藤井徹太） 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、部下職員に対するパワーハラスメント行為が発生し、今月、当該職員に対しまして懲戒処分を行いました。議員の皆様を初め地域住民の皆様に変な御心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

また、南消防署の職員1人が新型コロナウイルスに感染し、福山市保健所の助言のもと、庁舎の消毒等、消防業務に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じたところではありますが、昨日、消防局職員1人についても感染が確認されました。両者の関係は認められませんが、感染拡大防止について、再度職員に周知を行ったところでございます。

さて、火災・救急業務の状況であります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。本年1月から11月末までの火災発生状況は、表の中段左端に掲げておりますとおり72件で、前年同期と比較いたしまして18件の減少となっております。主に建物火災が減少したことによるものでございます。また、死者につきましては、表の中ほどにありますように、前年同期と比較し、2人増の7人となっております、建物火災によるものであります。

損害額は、表の右端にありますように1億7,100万円余で、前年同期と比較して2億1,100万円余の減となっております。

2ページには構成市町別の内訳を掲載いたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、3ページをお願いいたします。本年1月から11月末までの救急出場件数は、表の中段左端に掲げておりますとおり1万8,814件出場し、1万6,801人を搬送しております。前年同期と比較し、出場件数で2,027件、搬送人員で1,948人の減少となっております。主な要因といたしましては、急病、交通事故及び一般負傷による救急要請が減少したことによるものでございます。

4ページには構成市町別の内訳を掲載いたしておりますので、後ほどごらんいただきた

いと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症関連の救急出場件数は、11月末現在280件出場し、陽性者を5人搬送しております。今後も、消防職員が感染媒体とならないよう、状況に応じて感染防護措置を適切に行い、保健所、医師会等と連携を図り、救急需要に的確に応えるよう取り組んでまいります。

次に、予防業務についてであります。

今年度11月末までの査察件数は、定期査察と特別査察を合わせまして6,216件で、ホテル、旅館、店舗などの不特定多数の方が出入りする防火対象物に加え、主に従業員が使用する工場、事務所、倉庫などの防火対象物についても定期的に査察を実施しております。違反のある防火対象物に対しまして継続的な違反是正を行い、安心・安全な防火対象物の確保に向けて取り組んでおります。

これから年末にかけて火災が多発する時季でもあり、12月20日から31日まで、消防関係団体の皆様とともに年末特別火災予防運動を展開し、住民の防火意識の高揚と火災の発生防止に努めてまいります。

今後とも、住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川眞和） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番、宮本宏樹議員及び17番、高木武志議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小川眞和） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたし

ました。

日程第3 議席の指定

議長（小川眞和） 次に、日程第3 議席の指定を行います。

今回新たに御当選されました小川清治議員の議席は、11番に指定することにいたします。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝廣直幹） 本日、12月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

今回提出しております諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と本年度の主要事業の取り組み状況について御説明を申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るい、その感染拡大が危惧される中、福山市北部の救急基幹病院においてクラスターが発生したことから、医療提供体制確保のため、保健所及び医師会と連携して2次救急輪番病院へ傷病者の受入れ協力の依頼を行うとともに、芦品消防署へ非常用救急隊を設置し、救急体制の強化を図りました。

また、今年度は多くの行事が中止となり、住民へ救急や火災予防を啓発する機会が少なくなっていることから、新たに消防組合のホームページにコロナ禍での心肺蘇生法や住宅用火災警報器の設置・維持促進を動画配信し、啓発活動を行っております。

また、災害対応力向上のための取り組みとしては、各消防本部や関係機関との連携強化のための中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練への参加や、交通事故による多数の死傷者発生を想定し、消防と警察、福山市民病院とが合同で大規模救急事故対応訓練を行いました。

次に、本年度の主要事業の取り組み状況についてであります。

まず、車両整備については、10月から高規格救急自動車、現場指揮広報車、救助工作車、合計3台を運用開始しています。

次に、Net119緊急通報システムについてであります。

聴覚・音声・言語機能等に障害のある人を対象に12月1日から運用を開始し、ホームページやリーフレット等で周知を図っており、現在44人に登録いただいております。引

き続き、システムの利用について広く周知、啓発し、より多くの人に利用していただけるよう努めてまいります。

本定例会の議案としては、令和元年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定、及び令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算のほか、条例の一部改正を1件提出しています。

決算についての監査委員の指摘要望事項については、その対応策を講じ、事務事業のより適切かつ効率的な執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心とし、職員一丸となって消防業務に鋭意取り組んでまいります。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

日程第4 議第12号 令和元年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

議長（小川眞和） 次に、日程第4 議第12号令和元年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。議第12号令和元年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出決算規模は、歳入決算額66億476万622円、歳出決算額65億1,949万832円で、歳入歳出差引き残額は8,526万9,790円となりました。

続きまして、2ページから3ページにかけては、歳入の款及び項ごとに予算現額と収入済額との比較までについて記載いたしております。

4ページから5ページにかけては、歳出の款及び項ごとに予算現額と支出済額との比較までについて記載いたしております。

なお、歳入歳出の決算内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

それでは、6ページから7ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金の収入済額は60億1,821万7,000円で、歳入総額に占める割合は91.

1%となっております。

また、構成団体別の負担金の内訳は、7ページに掲げているとおりであります。

第2款使用料及び手数料の収入済額は766万4,716円で、主なものといたしましては、危険物取扱許可等手数料の595万5,300円であります。

第3款国庫支出金の収入済額は8,683万3,000円で、東消防署のはしご付消防ポンプ自動車、南消防署及び西消防署今津出張所の高規格救急自動車の更新整備に係ります消防施設整備費補助金であります。

第4款財産収入の収入済額は2,923円で、これは消防施設等維持整備基金の運用益金であります。

第5款繰越金の収入済額は9,422万7,360円で、これは2018年度、平成30年度からの繰越金であります。

第6款諸収入の収入済額は7,171万5,623円で、内訳といたしましては、組合預金利子の2,993円と雑入の7,171万2,630円であります。

8ページから9ページをお願いいたします。違約金及び延納利息の収入未済額22万6,800円につきましては、北消防署外1清掃業務委託に係る違約金でございます。

次に、雑入の主なものといたしましては、広島県と福山市へ派遣した職員8人に係る派遣職員給与費負担金6,371万9,823円と、山陽自動車道の救急業務に係ります高速自動車道救急業務交付金351万6,615円であります。

第7款組合債の収入済額は3億2,610万円で、主なものといたしましては、西消防署改築事業、東消防署のはしご付消防ポンプ自動車などの更新整備に係ります消防車両等整備事業によるものであります。

それでは、10ページから11ページをお願いいたします。続きまして、歳出であります。

第1款議会費の支出済額は194万5,759円であります。

第2款総務費の支出済額は5,620万7,111円であります。主なものといたしましては、消防施設等維持整備基金への積立金4,730万2,923円であります。

12ページから13ページをお願いいたします。第3款消防費の支出済額は59億9,889万1,306円あります。主なものといたしましては、常備消防費の支出済額で54億2,267万9,074円となり、前年度決算に比べ1億3,090万円余の増となりました。

なお、各署所費の節、区分、支出済額につきましては、12ページから15ページにか
けて掲げているとおりであります。

14ページ中段、消防施設費をお願いいたします。消防施設費の支出済額は5億7,6
21万2,232円であります。主なものといたしましては、東消防署のはしご付消防ポ
ンプ自動車、府中消防署の救助工作車などの更新整備に係ります消防車両等整備事業、西
消防署及び深安消防署改築事業によるものであります。

なお、主要な施策につきましては、別冊の主要な施策の成果等説明書にお示しをいたし
ているとおりであります。

第4款公債費の支出済額につきましては4億6,244万6,656円で、前年度決算
に比べ1,875万円余の減となりました。その主な要因といたしましては、1994年
度、平成6年度消防局庁舎整備及び2008年度、平成20年度芦品消防署改築事業に係
る元金の償還が終了したことによるものであります。

16ページをお願いいたします。第5款予備費であります。充用はいたしておりませ
ん。

19ページから20ページをお願いいたします。財産に関する調書の1、公有財産の状
況であります。土地及び建物について、まず土地につきましては行政財産が2,84平
方メートル減少しております。これは、西部訓練場の測量調査を実施した結果1,14平
方メートル、深安消防署改築事業における測量調査の結果1,70平方メートルの誤差が
生じていたため、それぞれ地籍更正を行ったものです。建物について、行政財産が92
3,10平方メートルの減少、普通財産が1,203,18平方メートルの増で、合計2
80,08平方メートル増加しております。

増減の内訳ですが、まず行政財産におきましては、西消防署の訓練塔が完成したこと
により322,85平方メートル増加し、深安消防署改築事業に伴い深安消防署の旧庁舎を
解体するに当たり、旧庁舎を行政財産から普通財産へ分類変更したことにより1,24
5,95平方メートル減少しております。続いて、普通財産におきましては、西消防署旧
庁舎の車庫解体により42,77平方メートル減少し、先ほど申し上げた深安消防署旧庁
舎の分類変更により1,245,95平方メートル増加しております。動産につきましては
は、増減はありません。

21ページをお願いいたします。2、物品、重要物品の状況でございますが、当年度中
における異動は、北消防署の小型動力ポンプ積載車1台を配備したことによる増と、府中

消防署の水槽付消防ポンプ自動車1台を廃棄したことによる減で、年度末現在高は前年度と同様の138点であります。

22ページをお願いいたします。3、基金の状況でございますが、2017年度から消防施設等維持整備基金として積み立てを行っており、当年度は4,730万2,923円の積み立てを行い、現在高は1億2,970万5,957円となっております。

以上で令和元年度福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

17番（高木武志） 1点目は、住宅用火災警報器について伺いたいと思います。

2019年度の設置はどれぐらい増加をして、設置率はどのようになったのかお示しいただきたいと思います。それから、2019年の建物火災は、59件中住宅火災が36件で61%を占めておりますが、この建物火災で2019年は5人の方が亡くなられておりますが、そのうち住宅用火災警報器がない住宅で何人の方が亡くなられたのか、また65歳以上の方や子どもさんは何人なのかもお示しをいただきたいと思います。

それから、2点目に夜間警備勤務について伺いたいと思います。

夜間警備勤務については、これまで検討会で議論をされて、2019年3月25日に答申が提出されたとして、ハード面の整備や、あるいはソフト面での整備が行われることを条件に見直しが可能ということであり、またこの答申を受けてハード面の整備費用の積算やマニュアルの作成方法について精査をしているというふうなことを報告されておりますが、現在どうなっているのかお示しをいただきたいと思います。

それから、3点目は、職員の病気による休暇あるいは休職状況についてお示しをいただきたいと思います。

議長（小川眞和） 予防課長。

総務部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。まず、住宅用火災警報器の設置率でございます。

2019年度につきましては、福山地区消防組合管内でいきますと87%、今年度2020年度でいきますと88%となっております。

次に、2019年中の建物火災における65歳以上の方の死者等の状況で、住宅用火災

警報器の設置の状況であります。

2019年中につきましては、建物火災59件であり、うち住宅火災は36件、65歳以上の住宅用火災警報器の未設置については7件で、それに伴う死者は3人となっています。住宅火災における住宅用火災警報器の設置の状況については、65歳以上の高齢者が所有する住宅の住宅用火災警報器の設置率は55.6%と低い状態となっています。これらにつきましては、未設置がゆえに火災に至るケースがあると想定されるほか、国が定める調査基準である標本調査と異なり、火災が発生した住宅のみを対象としたものであることから設置率に差異が生じているものでございます。

引き続き、火災時に高齢者の逃げ遅れ等を防止するために、住宅用火災警報器の設置についてあらゆる機会を捉えて啓発を行っていくこととしています。

以上でございます。

議長（小川眞和） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 失礼いたします。まず、夜間警備勤務の状況についてのお尋ねでございます。

議員お尋ねのとおり、2018年度検討委員会で検討をし、2019年3月に答申を受けて、2019年度中、答申内容について詳細を検討してまいりました。ハード面の整備及びソフト面の対応策が対応可能ということと判断し、南消防署瀬戸出張所及び西消防署今津出張所の2つの出張所において2020年3月から試行的に夜間警備の見直しを実施しているところでございます。

続いて、職員の病気休職、病気休暇の状況でございますが、2019年度の状況につきましては病気休職が2件、病気休暇が23件となっております。

以上でございます。

議長（小川眞和） 高木議員。

17番（高木武志） 住宅用の火災警報器の設置について、この状況を見ますと、65歳以上の方で未設置のところが7件ということで、3の方が亡くなられているということでもありますけれども、こうした中で住宅用火災警報器を設置することについては周知啓発をされておりますけれども、この設置をされていればそうした火災や、あるいは死亡もなかったのかなというふうな思いがするわけです。この設置率を上げていくことに対してさらに今後の方策についてお示しをいただければと思います。それから、設置率の調査のときに設置できない理由については把握されているのか、そして把握されていればその内容

についてお示しをいただきたいと思います。また、これまで補助金制度を求めてきたわけですけれども、その検討の結果というものをお示しいただければと思います。

それから、夜間警備について、2020年3月から瀬戸出張所、今津出張所で試行されているということでもありますけれども、この瀬戸出張所、今津出張所を選定した理由についてお示しをください。また、この試行期間の設定というのはどういうふうになっているのか。また、ハード面、ソフト面では整備されているということだろうと思いますけれども、その整備の内容、どれぐらいの費用がかかったのか、またソフト面ではそのマニュアルの具体についてお示しをいただければと思います。

そして、職員の病気休職の状況では、病気休職が2人ということでもありますけれども、メンタル面での状況というのはどういうふうになっているのか、またその理由あるいは原因について分かればお示しをいただきたいと思います。そして、パワハラというものがなかったのか、その点もお示しをいただければと思います。

議長（小川眞和） 予防課長。

総務部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。住宅用火災警報器の設置率を上げていくことについて、また未設置の理由について、補助金の制度についてということがありました。

まず、1点目の設置率を上げていくことと未設置の理由についてであります。まずは未設置の理由としましては、住宅用火災警報器の義務化の認識が十分でないなどです。また、設置率を上げていくため、住宅用火災警報器の有効性について説明するとともにパンフレット等を配布し、理解を求め、高齢者の方で設置が難しい場合には職員による住宅用火災警報器の取り付け支援などを行っております。引き続き、住宅用火災警報器の100%設置を目指して取り組んでまいります。

また、補助制度についてであります。住宅用火災警報器の補助につきましては考えておりません。引き続き、住宅用火災警報器の設置、維持管理等に関する啓発や、消防職員による、住宅用火災警報器の設置が困難な方である高齢者や障害者の方についての取り付け相談、取り付け支援を積極的に取り組んでいくことといたしております。

以上であります。

議長（小川眞和） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 失礼いたします。夜間警備勤務体制についての重ねての御質問でございます。

まず、瀬戸出張所と今津出張所、2つの出張所を選定した理由でございますが、それぞれの出張所が本署との距離が近く、応援体制が整っていること、それから当直人員が2出張所とも5人と少なく、災害出場件数の増加に伴い、深夜業務に係る職員負担が増加をしていること、そして必要な施設整備が比較的安価に行えること、瀬戸出張所にあつてはハードが10万円、今津出張所にあつては8万円で整備ができております。以上の3点から試行的に実施するにはこの2つの出張所が最適であると判断をし、この2つの出張所で試行を始めているものでございます。

次に、いつまでの試行実施なのかと、期間の設定についてのお尋ねでございますが、試行期間についてはいつまでという期限を設けているものではなくて、深夜における業務の対応実績等を十分に積み重ねていく中で適切な時期に次の判断をしていきたいというふうに考えております。

それから、ハードの内容ですが、費用につきましては、先ほど申し上げましたが、外線電話が一斉に鳴動する電話機の改修、それから電話機と連動したタイプのインターホンの設置でございます。ソフト面の内容につきましては、夜間の時間帯に駆けつけや電話照会があった場合に具体的に職員がどのように対応するのか、また来庁者への案内についてはどのような掲示を行うのか示したようなものがあります。

次に、病気休職の状況についてのお尋ねですが、病気休職の2件のうち、メンタル、心の病によるものについてのお尋ねですが、2件とも心の病によるものでございます。その理由、原因についてですが、心の病の原因につきましては、一般的に仕事や家庭、またそれぞれ個人の健康状態等、様々な要因が重なり合つて発病する事例が多いと言われております。本消防組合の職員の場合も、それら複合的な要因により発症したものと推定をしております。

あわせて、パワハラがこの原因になっていないかというお尋ねでございますが、2件の休職についてはパワハラが原因というような、そういった要因はございません。

以上でございます。

議長（小川眞和） 高木議員。

17番（高木武志） まず、住宅用火災警報器なんですけれども、他市でも補助金等を設けて設置を進めております。1年間で1%ぐらいしかこの設置率が上がっていないという状況でありますし、福山市ではやはりこうした補助制度をつくって設置を促進することが火災による被害を減らすことになるのではないかと思うわけです。ぜひとも改めて検討を

していただくことを求めています。

夜間警備勤務の問題ですけれども、試行期間を定めていないということなんですけれども、この試行の中で効果あるいは課題というふうなものを今後把握されていくことになると思いますけれども、このマニュアルについてホームページにアップされているのかどうか。そういったものができなければ、こうした問題について、ぜひどういうマニュアルなのかということについて組合議会の議員にも配付をしていただければなというふうに思います。

また、このたびの夜間勤務について、試行するということについては報告がなかったというふうに思うんですけれども、この組合議会でも議論がありましたし、組合議会で報告をするということが必要ではないかなと思います。そうした試行の中で、どういうふう実践されてきたか、どういう課題があるのか、そういったことについてもぜひ報告をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、職員のメンタルの問題について、先ほど休職はメンタルで2人ということで報告がありましたが、そうした理由、原因について、多いというふうに言われていると、複合的なことでそうした発症が起こるといふふうになっているわけですけれども、消防組合としてその点についての実態というのが、この2人については把握をされていると、推定をされるというふうな形で言われたように思うんですけれども、ぜひともそうしたことが今後起こらないようにできるものがあればやっていただきたいと思いますし、そうしたこともぜひサポートしていただくことが必要ではないかなと思います。とりわけ、新型コロナ対策の問題がありますので、ぜひともそうした病気あるいはメンタルの問題についてもしっかりとサポートしていただくことを強く求めています。

議長（小川眞和） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 夜間警備勤務に関する重ねてのお尋ねでございます。

試行期間中の課題等についての状況の御報告ということですが、現在3月の中旬から試行実施をしているんですが、今年度に入りまして4月から11月までの8か月間の実績の状況を御報告させていただきます。

救急出動にあつては169件、それから火災出動3件に、深夜の時間帯、23時から5時の時間帯で災害対応をしておりますが、いずれも遺漏なく出動ができておりますし、試行の状況については問題なく推移をしております。それから、駆けつけにつきましては、瀬戸出張所で1件ありました。これについても適切に対応をしております。それから、夜

間の時間帯の勤務の状況ですが、対前年と比較をいたしまして瀬戸出張所にあつてはマイナスの35%、今津出張所にあつてはマイナスの32%ということで、深夜の時間帯の職員の勤務実績にも効果があるというふうに把握をしております。これに伴いまして、夜間勤務手当等の経費の削減にもつながっているものでございます。

こういったもの、実績や効果、課題等について、今後また試行の状況を精査する中で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小川眞和） ほかに質疑はありませんか。

法木議員。

18番（法木昭一） 今、夜間警備勤務についていろいろ議論があつたと思うんですけど、端的にお聞きをするんですけど、これを実施するに当たって市民生活の安心と安全が確保できているのかどうなのか、それから職員の働き方改革という視点でどのような効果があつたのか、基本的にはこの2点が整理されなければいけないというふうに思いますし、夜間警備勤務を始めるきっかけというのは現場からの声、要望もあつたというふうに私は受け止めております。そういう意味でこれからどのように考えていくのか、そこをもう少し明確に御答弁をいただければ皆さんも納得されるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小川眞和） 総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 夜間警備勤務に対する市民生活の安心・安全への状況、それから職員の働き方改革の問題というお尋ねでございます。

まず、先ほども御答弁申し上げましたが、災害出動と、それから駆けつけについては遺漏なく対応をすることができております。また、深夜の時間帯の勤務実績が少ないことによつて連続した休憩時間が確保されておりますので、職員の24時間勤務中における疲労回復、軽減についても一定の効果があるというふうに認識をしておりますので、発生する災害に対しては十分な休憩、休息を取つた職員の出動ができていますものと思っております。

職員の働き方改革につきましても、連続の休憩、仮眠というものが疲労回復につながるものと思っておりますので、現時点においては効果的であるというふうな判断をしております。

以上でございます。

議長（小川眞和） 法木議員。

18番（法木昭一） さっき、じゃあこれからどうするのかということをお聞きをしたつもりですけども、効果が大きかったということについては今時点で受け止めさせていただきたいというふうに思います。

したがって、これから夜間警備勤務を検討する際には今の効果を十分精査いただいて、これからさらに市民生活の安心・安全の確保及び職員の働き方改革、勤務実態の精査、そういうものを含めて将来展望を立てていただきたいということを強く要望いたしておきたいと思います。

以上です。

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

17番（高木武志） 議第12号福山地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

本会計は、地域住民の安心・安全を守る重要な会計です。

当年度は、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車の購入や西消防署の訓練塔建設工事、深安消防署の設計委託等が行われました。救急救命士養成は5人の実施、防火、防災啓発、救急講習などに取り組むなど、消防業務遂行のため、日夜奮闘されていることは評価できます。

一層の努力を求め、次の要望意見を付して、賛成の討論といたします。

一つ、警防要員、予防要員は、消防力基準が見直され、若干の改善となりました。引き続き、消防力基準100%の達成に向け、常備消防職員を確保すること。

一つ、住宅用火災警報器の設置率向上のため、様々な機会を通じて周知啓発活動に努めること。また、住宅用火災警報器や消火器の補助制度を創設すること。

一つ、地域住民の安心・安全のためにも職員による夜間警備勤務は継続すること。

一つ、消防士や救急隊員の業務は強いストレスにさらされることが多く、ストレスを軽減させる方策や職場環境の改善、必要な人員確保を積極的に行うこと。また、保健師や栄養士を配置し、産業医とも連携しながら職場の健康管理に努めること。

以上であります。

議長（小川眞和） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本決算は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小川眞和） 起立全員であります。したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

日程第5 議第13号 令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（小川眞和） 次に、日程第5 議第13号令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。議第13号令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,544万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,388万2,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

続きまして、4ページから6ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

7ページをお願いいたします。歳入、第6款繰越金の項・目、繰越金の補正予算額8,160万円の構成団体別の内訳につきましては、8ページの説明欄に掲げているとおりであります。

第7款諸収入の項・目、雑入の補正予算額615万7,000円の減額につきましては、広島県と福山市、笠岡市へ派遣しております職員に係る派遣職員給与費負担金の減額分を整理するものであります。

9ページをお願いいたします。歳出、第2款総務費の項・目、総務管理費、一般管理費

の補正予算額4, 270万円につきましては、老朽化した消防庁舎の改修などの財源確保のため、消防施設等維持整備基金積立金として計上いたしております。構成市町別の積立額は、福山市が3, 290万円、府中市が730万円、神石高原町が250万円でありませぬ。

第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額に伴う各署所費別の内訳につきましては、10ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、給与改定、職員の変動等に伴います職員給与費及び共済費と派遣職員給与費負担金の減少分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額8, 161万8, 000円につきましては、会計収支の調整のため、増額するものであります。

13ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、一般職の職員に係りませぬ給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

なお、補正予算額の概要につきましては、お手元に配付いたしております補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

17番（高木武志） 議第13号令和2年度福山地区消防組合一般会計補正予算について討論を行います。

本補正は、消防施設等維持整備基金積立金4, 270万円、予備費8, 161万8, 000円とし、職員給与費及び共済費4, 290万円と派遣職員給与費負担金597万5, 000円を減額するもの等で、歳入歳出にそれぞれ7, 544万3, 000円を追加するものであります。

職員給与費の減額については、2020年の人事院勧告に伴い、消防職員の期末手当の

年間支給割合を前年度より0.05月減らし4.45月とするものです。影響人数は559人に及びます。引き下げの理由は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減退などを背景に、民間企業の一時金が公務員を下回ったためとしています。

消防業務は、火災等の災害出動など、常に緊張が伴う重要な業務です。さらに、今コロナ対策のために、救急業務の実施に当たっては全ての傷病者に対して標準的な予防策を徹底するなど、業務負担が通常より増しています。とりわけ、自らの感染リスクと隣り合わせで業務に当たっておられる実態を考えるならば、期末手当は引き下げるのではなく、引き上げるべきであります。

以上の理由から反対を表明して、討論といたします。

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小川眞和） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第14号 福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議長（小川眞和） 次に、日程第6 議第14号福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（徳光宏明） 失礼いたします。議第14号福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び福山地区消防組合職員の給与に関する条例及び福山地区消防組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、2020年、令和2年の人事院勧告に伴い、特定任期付職員に対して取られる期末手当の支給割合を0.05月分引き下げる措置に鑑み、福山地区消防組一般職の任期付職員に対する期末手当の支給割合を引き下げるなど所要の改正を行うものです。

次に、改正内容ですが、まず、現在福山地区消防組合では採用いたしておりませんが、弁護士など、高度な専門的知識、経験を有する者を一定期間採用する特定任期付職員の期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて改定するものです。その他規定の整理については、準用する福山市給与条例等の一部改正に伴い行うものであります。

次に、施行期日についてであります。

この条例は、2021年、令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（小川眞和） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川眞和） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

高木武志議員。

17番（高木武志） 議第14号福山地区消防組一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び福山地区消防組職員の給与に関する条例及び福山地区消防組一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について討論を行います。

本条例改正は、2020年の人事院勧告に伴い、特定任期付職員に対して取られる期末手当の支給割合を引き下げる措置に鑑み、一般職の任期付職員に対する期末手当の支給割合を引き下げるため、改正するものです。

議第13号と同趣旨で反対を表明して、討論といたします。

議長（小川眞和） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小川眞和） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小川眞和） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして令和2年第4回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 小 川 眞 和

福山地区消防組合議会議員 高 木 武 志

福山地区消防組合議会議員 宮 本 宏 樹